

## 教員の懲戒処分について

大阪医科大学は、本学研究支援センター実験動物部門（以下、「実験動物部門」という。）において、再生医療等の安全性の確保等に関する必要な手続きを経ずに、無断でヒトを対象とする研究が行われたことについて調査しておりましたが、その事実が確認されたため、行為を行っていた教員（講師）を解雇しました。

### 1. 事案の概要

- ・ 2019年5月に内部者の通報により、本学講師が必要な手続きを経ずに再生医療を行っている可能性があることを実験動物部門長が把握し、現場を確認したうえで行為を阻止した。
- ・ 大学内で調査委員会による調査を行った結果、4名（内1名は本学助教）から必要な手続き（計画書の提出及び承認の申出）を行わずに脂肪組織を吸引し、採取した細胞を培養していたことが判明した。
- ・ そのうち1名には、既に培養した細胞にある種の物質を取り込ませた被吸引者自身の脂肪幹細胞を点滴投与した。
- ・ 事案発覚後、近畿厚生局、文部科学省及び高槻市保健所に当該事実を報告した。
- ・ 脂肪組織を吸引された4名及び局部麻酔を行われていた1名は、当該講師の研究等を通じた知人や以前からの知り合いであり、すべて本人の希望により行ったもので一般の患者等は含まれていない。
- ・ 事後調査の結果、5名とも健康被害を訴えている事実がないことを確認した。
- ・ 本法人において、内部調査の結果を踏まえ、当該講師を解雇した。
- ・ 厚生労働省による立ち入り検査により、法に基づく手続きを経ずに再生医療に係る行為が行われていたことが明確となる。

### 2. 今後の対応

本件については、9月13日、元講師を対象として再生医療等の安全性の確保等に関する法律違反被疑事件として大阪府警による捜査が本学において行われており、現在も捜査中です。引き続き、要請に従って捜査に協力してまいります。今後このような行為が二度と発生することの無いよう、大学としても万全の体制を期す所存です。

学校法人大阪医科薬科大学  
大阪医科大学